



2024年3月27日

各 位

会 社 名 シ ュ ッ ピ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 小 野 尚 彦
(コード番号：3179 東証プライム)
問 合 せ 先 コ ー ポ レ ー ト 戦 略 本 部
経 営 企 画 室 室 長 豊 泉 大 樹
(TEL. 03-3342-2944)

資本業務提携契約の締結及び第三者割当による自己株式処分のお知らせ

当社は、2024年3月27日の取締役会において、株式会社シグマクス・インベストメント（以下「シグマクス・インベストメント」といいます。）及び株式会社シグマクス（以下「シグマクス」といい、以下シグマクス・インベストメントとシグマクスを総称して「シグマクス・グループ」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことに関する資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、シグマクスと業務提携を行うとともに、シグマクス・インベストメントを割当予定先とする第三者割当による自己株式の処分を行うこと（以下「本自己株式の処分」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、初心者から愛好家までの幅広い層を対象に、「インターネットを利用して価値ある新品と中古品の安心・安全なお取引を行うこと」を目標に事業を展開しております。

当社においては、インターネットのみで安心・安全に取引を完結できる環境を実現するため、本物の商品（偽物ではない）であることの保証がされていることと正確な情報開示と合わせて、ECにおける最先端テクノロジーの活用と、システムの安全性を追求しています。

また、コンサルティング会社のシグマクスは、シグマクス・グループの中核を担い、投資事業との連携のもと、様々な産業及び企業の価値創造、社会課題を解決する新たな市場や事業の創出を行っています。シグマクスは2013年より当社にコンサルティングサービスを提供しており、カメラ事業における「AIMD」の開発・導入をはじめとして、当社事業を長きにわたって支援しております。

当社は、シグマクス・グループとの関係をより一層強固とすることで、ECにおける最先端テクノロジーの活用と、お取引における安心・安全が達成されると考え、シグマクス・インベストメントからの出資を受け入れることと合わせ、シグマクスからの人材出向受け入れ及びコンサルティングサービスの提供を受けると致します。

2. 本資本業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当による自己株式の処分により、シグマクス・インベストメントに当社の普通株式 457,456 株（発行済株式総数に対する割合 1.97%）を割り当てます。なお、これにより、本第三者割当による自己株式の処分後のシグマクス・インベストメントの当社に対する議決権所有割合は 2.17%となる予定です。資本提携の詳細は「Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分」をご参照ください。

(2) 業務提携の内容

当社とシグマクスとの間で現時点において合意している内容は、以下の通りです。

①当社の出向者受け入れによるシステム戦略立案、個別案件推進に関する協業

当社は、シグマクスと別途出向契約を締結し、出向者を受け入れます。シグマクスからの出向者は、システム開発における高度なノウハウに基づき、システム戦略の検討策定、個別計画の企画立案、システム開発における人材育成等を行います。

②先端テクノロジー導入やシステムの堅牢性・堅確性向上に関する協業

当社における先端テクノロジー導入によるサービスの向上や、EC 及びその他のシステムにおける堅牢性・堅確性の向上のため、シグマクスは当社に対し、コンサルティングサービスを提供します。シグマクスは、過去の当社へのコンサルティングサービス提供等を通じた業界及び当社への深い理解や先端テクノロジーの実装経験・知見等を有しております。今回、シグマクス・グループと当社の資本提携を通じた中長期のコミットメントに基づき、当社の価値共創パートナーとして、適切かつ柔軟、継続的な協業を推進します。

尚、シグマクス・グループによる当社への役員派遣等は、現時点で予定しておりません。

3. 資本業務提携の相手先の概要

(1) 資本提携の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社シグマクス・インベストメント
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 9 階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柴沼 俊一
(4) 事 業 内 容	価値創造を支援する投資業務全般 ・株式、債券等への投資 ・投資事業組合の財産運用及び管理 ・企業経営及び M&A に関するコンサルティング ・価値創造を支援する投資業務全般
(5) 資 本 金	4 億 25 百万円（2023 年 12 月末時点）
(6) 設 立 年 月 日	2021 年 4 月 1 日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社シグマクス・ホールディングス（100%）
(8) 上場会社と当該会社	資 本 関 係 該当事項はありません。

との間の関係	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 業務提携の相手先の概要

(1) 名称	株式会社シグマクシス	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 9階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 太田 寛	
(4) 事業内容	企業のトランスフォーメーションを支援するコンサルティングサービスの提供	
(5) 資本金	2億円 (2023年12月末時点)	
(6) 設立年月日	2021年10月1日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社シグマクシス・ホールディングス (100%)	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該会社はコンサルティングサービスを上場会社向けに提供していますが、取引額は当該会社の年間連結売上高の1%未満であります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(3) 資本業務提携の相手先会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態

決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結純資産	5,462百万円	10,302百万円	10,878百万円
連結総資産	10,283百万円	14,656百万円	14,461百万円
1株当たり連結純資産	143.80円	242.92円	261.53円
連結売上高	14,024百万円	15,654百万円	17,334百万円
連結営業利益	1,747百万円	2,759百万円	3,235百万円
連結経常利益	1,797百万円	2,764百万円	3,265百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,210百万円	1,664百万円	2,204百万円
1株当たり連結当期純利益	31.66円	39.63円	52.32円
1株当たり配当金	22円	26円	16円

※シグマクシス及びシグマクシス・インベストメントは、上場会社である株式会社シグマクシス・ホールディングスの100%子会社であり、株式会社シグマクシス・ホールディングスの連結業績を記載することが、本資本業務提携先の実態を表していることから、その連結業績を記載しています。同社は2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2022年3月期以前の1株当たり配当金については当該株式分割前の額を記載しております。

4. 日 程

(1) 取締役会決議日	2024年3月27日
(2) 契約締結日	2024年3月27日
(3) 事業開始日	2024年4月1日(予定)

5. 今後の見通し

本資本業務提携及び本自己株式の処分による2024年3月期への業績への影響はありません。なお、当社は本資本業務提携により当社の事業が拡大していくことは、当社の企業価値並びに株主価値の向上に資するものと考えており、当社の中長期的な業績に与える影響につきまして、現在精査中です。今後開示すべき事象が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

II. 第三者割当による自己株式の処分

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2024年4月15日
(2) 割当株式数	普通株式457,456株(発行済株式の1.97%)
(3) 発行価額	1株につき金1,093円
(4) 調達資金の額	499,999,408円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	シグマクシス・インベストメントに対する第三者割当方式
(6) その他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を払込みの条件とします。

2. 募集の目的

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、シグマクシス・グループとの資本業務提携につき具体的な協議を進める中で、上記の効果を見込めると判断しました。また、本第三者割当による自己株式の処分によって、当社の自己資本拡充を通じて財務基盤を強化し、今後のシステム投資に振り向けることで、ECにおける最先端テクノロジーの活用や、お取引における安心・安全の達成により、収益性の向上や企業価値の向上を通じて、株主価値の向上を実現するものと考えております。

本資本業務提携において第三者割当による自己株式の処分を選択した理由は、①当社は2021年6月に自己株式を取得しており、現時点(2023年9月30日現在)においても2,078,138株の普通株式を所有しているため、自己株式の処分が新株式発行より効率よく資金調達できると考えられること、②銀行借入、普通社債の発行や新株予約権付社債の発行等の負債性のある資金調達手段よりも、財務健全性に資すると考えられることも踏まえ、本第三者割当による自己株式の処分による資金調達は、当社株式に2.17%の希薄化が生じるものの、当社の財務基盤の強化、収益性の向上や企業価値の向上への寄与、株主価値の向上の観点から、当社にとって適切な資金調達方法であると判断しました。

以上より、発行コスト、資金調達までの期間、財務健全性、資金調達の確実性等を総合的に勘案し、またシグマクシス・グループとのシナジー効果による企業価値の向上等を見込ん

だ結果、シグマクシス・インベストメントへの第三者割当による自己株式の処分が資金調達の方法として最適であるものと判断し、本資本業務提携契約を締結し、本第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

(1) 払込金額の総額	499,999,408円
(2) 諸費用の概算額	3,000,000円
(3) 差引手取概算額	496,999,408円

- (注) 1. 諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具 体 的 な 使 途	金額 (百万円)	支出予定時期
(1) 基幹システム刷新に関する 出 向 受 入 費 用	30	2024年4月～2026年3月
(2) 基幹システム刷新に関する コンサルティングサービス費用	240	2024年4月～2026年3月
(3) システム企画開発および 人材育成・採用支援に関する 出 向 受 入 費 用	30	2024年4月～2027年3月
(4) E C システム刷新等の システム開発投資費用	196	2026年4月～2027年3月
合計	496	—

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で保管する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的」に記載のとおり、当社は、本第三者割当による自己株式の処分により調達した資金を、今後のシステム投資に振り向けることで、ECにおける最先端テクノロジーの活用や、お取引における安心・安全の達成により、収益性の向上や企業価値の向上を通じて、株主価値の向上を実現する合理的なものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本第三者割当による自己株式の処分における払込金額につきましては、シグマクシス・インベストメントとの協議により、本第三者割当による自己株式の処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2024年3月26日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の90%に相当する金額である1,093円（円未満切上げ）といたしました。

本第三者割当による自己株式の発行価額を1,093円に設定したのは、当該自己株式の処分により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、前事業年度（2023年3月期）における当社の業績動向等も考慮し、一方で、当該自己株式の処分を通じた割当予定先との関係強化等により、今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るた

め、割当予定先の一定程度のディスカウントの要望を受け入れつつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する適用指針」（以下「日証協指針」といいます。）に準拠しディスカウント率を10%以内として当該自己株式の処分の割当予定先と協議した上で、総合的に判断いたしました。

また、本第三者割当による自己株式の処分の払込金額の算定方法として取締役会決議日の直前営業日における払込金額を基準とすることといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映させると判断したためです。

なお、当該払込金額は、本第三者割当による自己株式の処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値である1,180円（円未満切上げ）に対しては7.29%のディスカウント、直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値である1,113円（円未満切上げ）に対しては1.71%のディスカウント、直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値である1,120円（円未満切上げ）に対しては2.41%のディスカウントとなります。

上記のとおり、当該払込価額は、日証協指針に準拠したものであり、当社は、本第三者割当による自己株式の処分の払込価額の決定方法は、適正かつ妥当であり、割当先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、9.97%のディスカウント率についても、以下の理由から妥当であると考えております。

まず、本第三者割当による資金規模は、当社が先端テクノロジー導入によるサービスの向上や、EC及びその他のシステムにおける堅牢性・堅確性の向上のために必要となる、基幹システム並びにECシステム投資に必要なものとなります。

また、ディスカウント率については、当社と割当予定先の協議の結果を踏まえ、割当予定先から当該ディスカウントが提示され、当社が必要とする金額を調達する上で合理性が認められる水準を検討した結果、他社の発行事例及び他の証券会社の提案からも、また、当該ディスカウントをすることで必要資金が調達でき企業価値向上が図れることから、株主の理解が得られる水準と判断しております。

この判断に基づいて、当社取締役会は、本自己株式の処分の価格決定条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当による自己株式の処分について決議しました。

また、当社監査役会（3名で構成。うち常勤監査役1名、独立社外監査役2名）から、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、また、ディスカウント率についても、ECを主な事業とする当社事業のための増資の必要性、本第三者割当による自己株式の処分による当社株式の流通量が既存株主に与える影響の程度が軽微であること、その他当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスク等の諸観点から、当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、払込金額が割当予定先に特に有利な金額でない旨の意見をj得ております。

（2）割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による自己株式の処分により、シグマックス・インベストメントに対して割り当てられる株式数は457,456株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を含む）23,207,991株（2023年9月30日現在）の1.97%（議決権総数211,149個に対する割合2.17%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当による自己株式の処分は当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考え、本第三者割当による自己株式の処分における割当株式の数量及び株式希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）処分予定先の概要

上記「I. 本資本業務提携の概要 3. 資本業務提携の相手先の概要 （1）資本提携の相手先の概要」をご参照ください。

また、割当予定先であるシグマクシス・インベストメントの親会社であるシグマクシス・ホールディングスは、東証プライム市場に上場し、その社会的信用性は高く、同社が東京証券取引所に提出した2023年6月29日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページによって確認し、同社グループに属する割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

本第三者割当による自己株式の処分に関連して、当社はシグマクシス・インベストメントに対し、払込期日から起算して1年間（以下「ロックアップ期間」といいます。）、当社の事前の書面による同意なしには、原則として本第三者割当による自己株式の処分により取得した当社普通株式の売却等を行わないことを書面で確認しております。また、当社は、シグマクシス・インベストメントは当社の資本業務提携先として、中長期に渡って当社株式を保有する方針であることを、口頭で確認しております。

尚、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本第三者割当による自己株式の処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

シグマクシス・インベストメントが、親会社であるシグマクシス・ホールディングスとの極度貸付契約の締結を通じて、払込みに要する資金を確保できる状態であることを当社は確認しております。またシグマクシス・ホールディングスの第16期第3四半期報告書に掲載されている四半期連結財務諸表により、現金及び預金6,107,715千円を有していること等、本第三者割当の払込みに要する十分な資産等を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前 (2023年9月30日現在)		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	13.95%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	13.65%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11.59%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11.35%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE N ON TREATY CLIE	5.87%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE N ON TREATY CLIE	5.75%

NTS ACCOUNT		NTS ACCOUNT	
Goldman Sachs Bank Europe S E, Luxembourg Branch	5.29%	Goldman Sachs Bank Europe S E, Luxembourg Branch	5.18%
株式会社エムジー	5.02%	株式会社エムジー	4.91%
鈴木 慶	3.38%	鈴木 慶	3.31%
CACEIS BANK/QU INTET LUXEMBOU RG SUB AC / UC ITS CUSTOMERS ACCOUNT	3.33%	CACEIS BANK/QU INTET LUXEMBOU RG SUB AC / UC ITS CUSTOMERS ACCOUNT	3.26%
住友生命保険相互会社	3.26%	住友生命保険相互会社	3.20%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C ISG (FE-AC)	3.14%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C ISG (FE-AC)	3.07%
KIA FUND 136	2.52%	KIA FUND 136	2.47%
RE FUND 107-CL IENT AC	2.13%	株式会社シグマクシス・インベ ストメント	2.12%

8. 今後の見通し

上記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の目的及び理由 5. 今後の見通し」をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による自己株式の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3期
売上高	33,960百万円	43,453百万円	45,618百万円
営業利益	1,613百万円	3,140百万円	2,463百万円
経常利益	1,623百万円	3,187百万円	2,439百万円
当期純利益	1,067百万円	2,207百万円	1,697百万円
1株当たり当期純利益	45.19円	102.58円	81.19円
1株当たり配当金	16円	28円	30円
1株当たり純資産	270.82円	260.52円	307.83円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年3月27日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	23,207,991 株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	323,000 株	1.4%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	323,000 株	1.4%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	323,000 株	1.4%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始 値	636 円	1,049 円	1,300 円
高 値	1,129 円	1,390 円	1,574 円
安 値	546 円	885 円	839 円
終 値	1,023 円	1,318 円	855 円

② 最近6か月間の状況

	2023年9月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年1月	2024年2月
始 値	1,180 円	1,120 円	1,048 円	1,221 円	1,168 円	1,035 円
高 値	1,217 円	1,168 円	1,289 円	1,249 円	1,195 円	1,203 円
安 値	1,068 円	948 円	1,013 円	1,108 円	1,025 円	1,005 円
終 値	1,131 円	1,030 円	1,238 円	1,187 円	1,047 円	1,149 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年3月26日
始 値	1,227 円
高 値	1,227 円
安 値	1,211 円
終 値	1,214 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

払 込 期 日	2021年7月21日
調 達 資 金 の 額	8,157,807 円
発 行 価 額	1株につき金1,071円
募集時における 発行済株式数	23,966,563株

当該募集による 発行株式数	7,617株
募集後における 発行済株式総数	23,974,180株
割当先	当社の取締役3名(※) ※社外取締役を除く
発行時における 当初の資金使途	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません
発行時における 支出予定時期	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません
現時点における 充当状況	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません

②譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

払込期日	2022年5月13日
調達資金の額	14,000,000円
発行価額	1株につき金1,250円
募集時における 発行済株式数	23,981,797株
当該募集による 発行株式数	11,200株
募集後における 発行済株式総数	23,992,997株
割当先	当社の取締役3名(※) ※社外取締役を除く
発行時における 当初の資金使途	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません
発行時における 支出予定時期	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません
現時点における 充当状況	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません

③第三者割当による自己株式の処分

払込期日	2022年8月1日
処分する株式の種類 および数	普通株式 72,572株
処分価額	1株につき金1,295円
処分価額の総額	93,980,740円
割当先	当社の取締役(※) 3名 51,889株 当社の執行役員 4名 20,683株

	※社外取締役を除く
--	-----------

④譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

払 込 期 日	2023年5月15日
調 達 資 金 の 額	13,299,678円
発 行 価 額	1株につき金887円
募集時における 発行済株式数	23,392,997株
当該募集による 発行株式数	14,994株
募集後における 発行済株式総数	23,407,991株
割 当 先	当社の取締役3名(※) ※社外取締役を除く
発行時における 当初の資金使途	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません
発行時における 支出予定時期	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません
現時点における 充 当 状 況	譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であるため、該当事項はありません

⑤第三者割当による自己株式の処分

払 込 期 日	2023年6月30日
処分する株式の種類 お よ び 数	普通株式 81株
処 分 価 額	1株につき金974円
出資の目的とする財 産の内容及び価額	当社に対する金銭報酬債権合計金78,894円(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金974円)を現物出資の目的とする。
処 分 方 法	当社「譲渡制限株式ユニット(RSU)規程」に基づき、1名に対し、対象者が通知した金融商品取引業者の口座において、当該株式を新規記録又は振り替える方法により行う。

⑥第三者割当による自己株式の処分

払 込 期 日	2023年11月30日
処分する株式の種類 お よ び 数	普通株式 134株
処 分 価 額	1株につき金1,045円
出資の目的とする財 産の内容及び価額	当社に対する金銭報酬債権合計金140,030円(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,045円)を現物出資の目的とする。
処 分 方 法	当社「譲渡制限株式ユニット(RSU)規程」に基づき、1名に対し、対象

	者が通知した金融商品取引業者の口座において、当該株式を新規記録又は振り替える方法により行う。
--	--

11. 処分要項

1. 発行新株式数	普通株式 457,456 株
2. 発行価額	1株につき金 1,093 円
3. 調達資金の額	499,999,408 円
4. 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
5. 割当予定先	シグマクシス・インベストメント
6. 申込期日	2024年4月12日
7. 払込期日	2024年4月15日
8. その他	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

以上